第十二条第五項の表市町村の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=12}^{26}$」を「$\sum_{n=12}^{27}$」に、「4,380円」を「4,400円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_n中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{12}中「0.021」を「0.018」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{17}中「0.031」を「0.029」に、「0.040」を「0.038」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{18}中「0.030」を「0.029」に、「0.042」を「0.041」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{19}中「0.030」を「0.029」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{21}中「0.031」を「0.030」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{22}中「0.035」を「0.034」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{23}中「0.029」を「0.028」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{24}ア中「0.004」を「0.027」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{24}イ中「0.004」を「0.033」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{26}の次に次のように加える。

			D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.002 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.001

第十二条第五項の表市町村の項第四号算式及び算式の符号を次のように改める。

			算式 $\frac{\sum_{n=13}^{27}(B_n \times C_n) + D \times 0.45 + E \times \alpha + F \times 0.75 + G \times 0.45 + H_n \times I_n + J \times 0.45 + K + L + M \times 0.3 + N \times 0.6 + \sum_{n=14}^{22}(O_n \times 957円 \times A P_n) + Q + R + S + T + \sum_{n=8}^{27}(U_n \times V_n) + \sum_{n=12}^{27}(W_n \times X_n) + \sum_{n=12}^{22}(Y_n \times Z_n) + \sum_{n=12}^{22}(AA_n \times AB_n)}$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、Eに係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（平成23年度から平成27年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成22年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るものに限る。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額 C_{13}＝0.0318 C_{14}＝0.0212 C_{15}＝0.0239 C_{16}＝0.0243 C_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279 C_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293 C_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0239 イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302 C_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0243 イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266 C_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0234 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257 C_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0230 イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252 C_{23}　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.0122 イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0144 C_{24}　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.0115 イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0139 C_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.0054 イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0054 C_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.0045 イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0045 C_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0018 イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0018 D　地下鉄事業続特例債に係る当該年度における元金償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額 E　昭和46年度以降に建設された市町村営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため昭和54年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金 α　一路線について第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第２条第２項及び第３項に規定する事業をいう。）により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては0.3、その他のものにあつては0.6 F　平成７年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された地下鉄緊急整備事業債の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額